

一般競争入札(条件付き)を次のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び桐生市契約に関する規則第5条の規定により公告する。

本入札については、電子入札対象案件として実施する。

なお、本入札は、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を定め、入札参加資格の審査を入札後に行う競争入札(以下「条件付き一般競争入札(事後審査方式)」という。)とする。

令和 7年 6月 5日
桐生市長 荒木 恵 司

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 桐生市新里社会体育館 各所改修 機械設備工事
- (2) 工事場所 桐生市新里町山上 828 番地 1
- (3) 工期 令和7年9月議会の議決日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 工事概要 【起債・基金・市単】体育管用空調設備工事 1式 給排水衛生設備工事 1式 空調配管・配線工事 1式 ガス設備工事 1式
- (5) 工事実施形態
 - ア この工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)により入札を実施する工事である。
 - イ この工事は、電子入札案件であり、ぐんま電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)を利用した入札を実施する工事である。
- (6) 予定価格(消費税を含まない価格) 金189,400,000円
- (7) 最低制限価格(消費税を含まない価格) 事後公表
- (8) 建設リサイクル法 対象工事とする。

2 入札参加資格要件

- (1) 共同企業体の結成要件
 - ア 構成員数は2又は3者以内とし、共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)1者と、代表者以外の構成員の組合せとする。
 - イ 共同企業体の結成は、自由意思に委ねる自主結成方式とする。ただし、共同企業体の構成員は、同時に他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (2) 共同企業体の構成員共通の資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者又は同条第2項各号の規定に基づく本市への入札参加の制限を受けていない者であること。
 - イ 桐生市暴力団排除条例(平成24年3月26日 桐生市条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
 - ウ 桐生市請負業者等指名停止措置要綱(平成2年4月1日施行)第2条の規定による指名停止期間中の者でないこと。
 - エ 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、次のいずれにも関連がある者でないこと。ただし、関連がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者。
 - (ウ) 上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者。
 - オ 建設業法第27条の23の規定により経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値の通知(当該工事に係る請負契約を締結する予定の日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に発せられたものに限る。)を有している者であること。
 - カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者(会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者)にあっては、手続開始の決定がなされた後において、本市の令和6・7年度建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者。)であること。

キ 桐生市内に建設業法に基づき設置された本社を有すること。

ク 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、管工事について建設業の許可を受けている者であること。

ケ 管工事で、令和6・7年度桐生市建設工事競争入札参加資格有資格者の認定を受けていること。

コ 桐生市発注の管工事の施工実績を有すること

サ 主任技術者又は監理技術者及び現場代理人は、入札日前3箇月以上継続して雇用している者に限る。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 管工事で、令和6・7年度桐生市建設工事競争入札参加資格有資格者としてA等級に格付けされていること。

イ 出資比率は、構成員中最大（同比率である場合を含む。）とする。

ウ 次に掲げるいずれかの資格を有するもの（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けており、かつ、申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者に限る。）を監理技術者として専任で配置できること。

・ 1級管工事施工管理技士

・ 上記と同等以上であると市長が認める資格

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員の資格

管工事で令和6・7年度桐生市建設工事競争入札参加資格有資格者としてA又はB等級に格付けされていること。なお、B等級に格付けされる構成員の数は、代表者以外の構成員のA等級の数を上回らないこと。

(5) 共同企業体の構成員の出資比率

均等割の10分の6以上の出資比率とする。

3 入札公告等の配布期間、配布方法及び問い合わせ先

ア 配布期間 令和7年 6月 5日（木）から令和7年 6月27日（金）まで。

イ 配布場所 ぐんま電子入札共同システム「入札情報公開システム」

(https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/ebia/servlet/p?job=AcNyasutsuKSearch&shubetsucd=00&kikan_no=0203&selDantaiFlg=true)

ウ 問い合わせ先 桐生市総務部契約検査課

桐生市織姫町1番1号 電話 0277-45-0088（直通）

4 入札参加手続

共同企業体を結成して、この競争入札の参加希望する者は、次の申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出して申請し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この競争入札に参加することができない。

(1) 共同企業体入札参加資格審査申請書等に係るもの

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第2号）

ウ 特定建設工事共同企業体誓約書（別記様式第4号）

エ 委任状

(2) 申請書の受付

ア 受付期間 令和7年 6月 5日（木）から令和7年 6月27日（金）まで。ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

ウ 受付場所 桐生市総務部契約検査課

桐生市織姫町1番1号 電話 0277-45-0088（直通）

エ 4(1)の書類は、受付場所へ直接持参すること。郵便、電送等の提出は認めない。

(3) 資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書により共同企業体代表構成員に通知する。

5 入札参加申込み

(1) 入札を希望する共同企業体の代表者は、ぐんま電子入札共同システム「電子入札システム」により入力し申請するものとする。また、次に掲げる書類を添付し申請すること。

※電子入札システムJV参加の項目にチェックを入れ、企業体名称を必ず入力すること。

(企業体名称は〇〇・〇〇・〇〇桐生市新里社会体育館 各所改修 機械設備工事共同企業体とすること)

ア 桐生市条件付き一般競争入札参加申請書(事後審査方式) (様式第9号)

イ 入札参加資格確認資料 (様式第10号)

ウ 桐生市条件付き一般競争入札参加申請に伴う代表者の同種工事の施工実績を証明する工事請負契約書等の写し(様式第11号)

契約書の写しは、工事名・金額・工期・発注者・受注者・工事内容の確認ができる部分のみでよい。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しに代えて同システムによる打ち出し帳票の写しでもよい。

エ 電子入札参加申請に伴う技術者等の状況申告書 (様式第12号)

オ 桐生市条件付き一般競争入札参加申請に伴う雇用証明書(候補技術者用) (様式第13号)

カ 桐生市条件付き一般競争入札参加申請に伴う雇用証明書(技術者等が確定している場合) (様式第14号)

※イ及びエからカについては代表構成員並びに構成員それぞれ提出すること。

(2) 入札参加申込み方法

令和7年 6月 5日(木)から令和7年 6月27日(金)までの間に、ぐんま電子入札共同システム「電子入札システム」により、競争入札参加資格確認申請書を入力し申請する。

6 設計図書等の配布

(1) 公告(参加申請受付)期間内に、ぐんま電子入札共同システム「入札情報公開システム」から、設計図書、図面等をダウンロードすること。

7 質疑応答

(1) 設計図書等に対する質問がある場合には、電子メールのみ受け付けるものとし、電子入札システムの質問回答機能は使用しないものとする。

(2) 回答は、桐生市電子入札共同システム運用基準では、電子メールを送信することにより行うこととなっているが、今回はぐんま電子入札共同システム「入札情報公開システム」に掲載する。

(3) 案件に関する質問締切 令和7年 7月 9日(水) 正午

8 入札手続等

(1) 参加申請書受付

① 受付開始日時 令和7年 6月 5日(木) 午前9時

② 受付締切日時 令和7年 6月27日(金) 午後3時

(2) 確認通知書発行

① 発行開始日時 令和7年 7月 7日(月) 午後1時

② 発行締切日時 令和7年 7月 7日(月) 午後3時

競争入札参加資格確認通知書は、事後審査方式のため、暫定的に参加資格「有」にて発行します。

(3) 入札書受付

① 受付開始予定日時 令和7年 7月14日(月) 午前9時

② 受付締切予定日時 令和7年 7月15日(火) 午後3時

入札時に積算内訳書を電子入札システムに添付し提出してください。提出しない場合は失格となります。また、添付する資料は、一つのファイルにまとめて提出してください。

(4) 開札執行の日時並びに場所等及び落札候補者の決定

① 日時 令和7年 7月16日(水) 午前9時

② 場所 桐生市役所 総務部契約検査課内

③ 開札 ぐんま電子入札共同システム「電子入札システム」による開札

開札において落札決定を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(5) 入札参加資格審査及び落札者の決定

① 日時 令和7年 7月16日(水) 午後3時頃

開札終了後、速やかに落札候補者の入札参加資格の審査を行い、審査の結果、入札参加資格を有する

ことを確認した場合、落札者を決定し入札参加者に通知する。

なお、審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行う。

9 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除
契約保証金 徴収（契約金額の10分の1以上の金額を契約書提出の際に納入すること。）

10 支払条件

- (1) 前払金 有
- (2) 中間前払又は部分払 有

11 入札方法等

- (1) 入札に際しては、桐生市競争入札心得及び桐生市電子入札共同システム運用基準を遵守すること。
- (2) ぐんま電子入札共同システム「電子入札システム」への入力不可能的な者は、発注者と協議するものとする。

12 契約日等

- (1) 仮契約日及び契約書提出日 令和7年 7月18日（金）
- (2) 契約日 令和7年 9月議会の議決日
- (3) 着工日 令和7年 9月議会の議決日の翌日

13 入札の無効

次の各号の一に該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 同一事項に対し2以上の入札をした者
- (3) 入札に際し不正の行為のあった者
- (4) 入札書に必要な事項を記載しなかった者
- (5) ICカード等の不正利用をした者
- (6) その他入札に関する条件に違反した者

14 その他

この工事の請負契約は、桐生市議会の議決に付すべき契約に該当するので、建設工事請負仮契約書により仮契約を締結し、桐生市議会の議決を得られた後に本契約を締結するものです。

本件は、入札監視委員会の審議対象になります。

その他不明な点については、下記に照会のこと。

桐生市役所総務部契約検査課契約担当

TEL 電話 0277-45-0088（直通）

FAX 0277-46-2705

E-mail keiyaku@city.kiryu.lg.jp

共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

（宛先）桐生市長

共同企業体の名称

共同企業体代表者
の住所、名称及び
代表者氏名

印

共同企業体構成員
の住所、名称及び
代表者氏名

印

このたび、連帯責任によって、請負工事の共同施工を行うため、 を代表とする（特定建設工事・経常建設）共同企業体を結成し、貴市施工の請負工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この参加申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

構成員氏名又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種
希望する工事種別			
希望する工事名			
希望する工事箇所			

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事項を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 発注に係る 建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地
建設株式会社
県 市 町 番地
建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

建設株式会社 %
建設株式会社 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工のつど当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行ふものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する処置)

- 第17条 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

- 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を 通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

建設株式会社
代表取締役 印

建設株式会社
代表取締役 印

特定建設工事共同企業体誓約書

特定建設工事共同企業体の全構成員は、下記の要件をすべて満たしていることを誓約します。

記

- 1 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

年 月 日

特定建設工事共同企業体

構成員 印

構成員 印

構成員 印

（宛先）桐生市長

桐生市条件付き一般競争入札参加申請書(事後審査方式)

令和 年 月 日

桐生市長 荒木 恵司 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

令和7年 6月 5日付けで入札公告のありました、桐生市新里社会体育館 各所改修 機械設備工事 桐生市新里町山上 828 番地 1 に係る入札に参加を希望し、下記の書類を添えて申請します。
なお、入札参加資格確認資料及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札参加資格確認資料 別紙のとおり
2. 1 を補足するための資料 別紙のとおり

入札参加資格確認資料

会社名		
要件	内 容	備 考
(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4	該当する 該当しない	入札参加が認められていない者又は本市への入札参加の制限を受けている者以外の者は、「該当しない」を○で囲む。
(2) 桐生市の指名停止措置	該当する 該当しない	指名停止措置要綱の指名停止期間中以外の者は「該当しない」を○で囲む。
(3) 会社更生法・民事再生法に基づく 手続開始の申立て	該当する 該当しない	会社更生法等に基づき更正手続の開始申立てをしている者以外は、「該当しない」を○で囲む。
(4) 設計業務受託者との関連	該当する 該当しない	当該工事の設計業務等の受託者と資本・人事面で関連がある業者でない場合は、「該当しない」を○で囲む。
(5) 他の入札参加者との関係	該当する 該当しない	当該工事の入札に参加しようとする者の間に資本・人的関係がない場合は、「該当しない」を○で囲む。
(6) 桐生市への建設工事入札参加申請の有無 格付け・総合数値	有り・無し ()工事・格付け()	格付けのある業者は下段への記入は不要
	()工事・総合数値()	
(7) 営業所等の所在	有り・無し	市内に本社又は営業所を有する者は、「有り」を○で囲む。

注 1 上記(6)、(7)については、現に有効な入札参加資格申請、建設業許可及び総合評定値通知書(又は経営事項審査結果通知書)に基づいて記載すること。

※公告書において特に提出を求めているもの

(1) 特定建設業許可の有無	有り・無し ()工事	
(2) 同種工事の施工実績の有無	有り・無し ()件、()千円以上	(A等級は様式第 11 号添付不要) 様式第 11 号に記載して添付
(3) 監理(主任)技術者の配置	資 格：有り・無し 工事経験：有り・無し	様式第 12 号及び第 13 号、 第 14 号に記載

桐生市条件付き一般競争入札参加申請に伴う工事の施工実績

入 札 公 告 名	
工 事 名	桐生市新里社会体育館 各所改修 機械設備工事
工 事 場 所	桐生市新里町山上 828 番地 1

施 工 実 績	
工 事 名	
発 注 機 関 名	
施 工 場 所	
契 約 金 額	
工 期	
受 注 形 態 等	単体・JV() (出資比率 %)

※添付書類

- ① 工事契約書の写し (元請けの場合)
- ② 下請け契約書の写し (下請けの場合)
- ③ 当該工事の概要が把握できるもの

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印

新規提出	
再提出	

電子入札参加申請に伴う技術者等の状況申告書

令和 7 年 7 月 1 6 日開札予定の電子入札において、配置を予定している(1 人に絞れない候補者の場合を含む。)主任技術者又は監理技術者及び現場代理人についての他の工事への配置状況は、下記のとおりです。本申告は、事実と相違ないことを誓約し、虚偽申告により契約解除並びに指名停止等の処分を受けても一切、異議は申し立てないことを併せて誓約します。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印

入札件数と案件番号	申請件数 件 案件番号(. . .)	
上記入札の工事期間中、他の公共工事で、既に主任技術者又は監理技術者となっている者(無しの場合、「該当なし」と記入。)	該当技術者の氏名	該当工事名、発注機関名、請負金額及び工事期間
上記入札の工事期間中、他の公共工事で既に現場代理人となっている者(無しの場合、「該当なし」と記入。)	該当技術者の氏名	該当工事名、発注機関名、請負金額及び工事期間

<注意事項>

- 主任技術者は、請負金額 4,000 万円(建築一式工事は 8,000 万円)以上の工事では、専任義務が生じます。
- 現場代理人は、他の工事との重複は、契約違反となります。
- 電子入札の開札日までに手持ち工事等により、上記内容に変更が生じた場合には、開札日前日、午後 3 時までに再提出してください。

桐生市条件付き一般競争入札参加申請に伴う 雇用証明書(候補技術者用)

(主任技術者又は監理技術者及び現場代理人は、入札日前 3 箇月以上継続して雇用している者に限る。)
本雇用証明書は、事実と相違ないことを誓約します。

入 札 公 告 名			
開 札 期 日	令和 7 年 7 月 1 6 日		
工 事 名	桐生市新里社会体育館 各所改修 機械設備工事		
工 事 場 所	桐生市新里町山上 828 番地 1		
	営業所の専任技術者	工事現場の主任技術者 又は監理技術者	現 場 代 理 人
氏 名			
生 年 月 日			
雇 用 開 始 年 月 日			
資 格 (取 得 年 月 日)	()	()	
備 考			

※市内に本社を有する業者の方で、従業員名簿に登録されている技術者は添付書類①②③を免除します。

※添付書類(下記のいずれかを添付。)

営業所の専任技術者が従業員の場合も、添付書類は必ず提出してください。

- ① 健康保険被保険者証の写し(政府管掌健康保険)
- ② 源泉徴収票若しくは源泉徴収簿の写し
- ③ 労働基準法第 108 条に基づく「賃金台帳」の写し(ただし、指定された期限までに源泉徴収票の写しを必ず提出すること。)

※市内に営業所を有する業者は、上記添付書類に加え、監理技術者の資格を有する証明書も添付してください。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印

桐生市条件付き一般競争入札参加申請に伴う 雇用証明書(技術者等が確定している場合)

(主任技術者又は監理技術者及び現場代理人は、入札日前 3 箇月以上継続して雇用している者に限る。)
本雇用証明書は、事実と相違ないことを誓約します。

入 札 公 告 名			
開 札 期 日	令和 7 年 7 月 1 6 日		
工 事 名	桐生市新里社会体育館 各所改修 機械設備工事		
工 事 場 所	桐生市新里町山上 828 番地 1		
	営業所の専任技術者	工事現場の主任技術者 又は監理技術者	現 場 代 理 人
氏 名			
生 年 月 日			
雇 用 開 始 年 月 日			
資 格 (取 得 年 月 日)	()	()	
備 考			

※市内に本社を有する業者の方で、従業員名簿に登録されている技術者等は添付書類①②③を免除します。

※添付書類(下記のいずれかを添付。)

営業所の専任技術者が従業員の場合も、添付書類は必ず提出してください。

- ① 健康保険被保険者証の写し(政府管掌健康保険)
- ② 源泉徴収票若しくは源泉徴収簿の写し
- ③ 労働基準法第 108 条に基づく「賃金台帳」の写し(ただし、指定された期限までに源泉徴収票の写しを必ず提出すること。)

※市内に営業所を有する業者は、上記添付書類に加え、監理技術者の資格を有する証明書も添付してください。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印